

石狩市融雪槽補助金 対象・対象外工事について

※融雪槽等設置工事に伴う最低限の工事が対象となります

対象内工事(例)

○:対象内、△:条件による、×:対象外

工事内容	適否	備考
融雪槽・融雪機の新設、交換	○	<ul style="list-style-type: none"> ・固定式のものに限る ・融雪水の排水を適正に処理すること ・工事を行うにあたり許可等を要する場合は、適正に手続きを行うこと
ロードヒーティングの敷設		
塀の工事	○	融雪槽設置、ロードヒーティング敷設に係る最低限の復旧等のみ対象
融雪槽等設置工事に関連する舗装工事、配管工事、電気工事	○	工事を行うにあたり許可等を要する場合は、適正に手続きを行うこと

対象外工事(例)

工事内容	適否	備考
建築物の外部改修	×	屋根の改修(勾配の変更、雪留め設置、屋根融雪ヒーター、雪庇防止金物)も対象外
建築物の内部改修	×	
融雪槽等設置と関係のない外構工事	×	
融雪槽等設置と関係のない設備工事	×	
増改築工事	×	カーポート設置、物置設置も対象外
舗装工事等の対象範囲の例	△	図はあくまで一例ですので、詳細についてはご相談ください

